

部活動の地域展開の進め方に対する質問と回答

令和 8 年 7 月（一般向け説明会以後）

勝央町教育委員会

No.	質問事項	回答
1	認定地域クラブガイドラインの活動時間について、例えば大会や遠征、練習試合等は朝から夕方まであったりするケースもあると思います。そういった場合は普段の練習を含めると簡単に 11 時間はオーバーしてしまうと思います。 ①上記のように大会が絡んだ場合の実態と乖離があるということについてどう考えますか？ ②大会時や遠征時の移動時間は活動時間に含めますか？ もし含めるといった場合は遠方へ赴く場合はすぐに時間オーバーするのでは？と考えます。	1. 大会が絡んだ場合の実態との乖離について 国や県のガイドラインにおいては、大会や遠征時における「1 日の活動時間の上限（休日 3 時間・週 11 時間）」の超過を直接的に禁止する規定や、それを想定した詳細な時間計算のルールは明記されておりません。 しかしながら、実際の大会や遠征、練習試合等においては、朝から夕方まで活動が及ぶケースがあり、通常的时间制限を機械的に当てはめると実態と大きく乖離し、生徒の出場機会を著しく奪う恐れがあります。 本町としては、ガイドラインの本来の目的である「生徒の心身の健康管理と過度な負担の抑制」を重視しつつ、実態に即した柔軟な運用（以下のとおり）を行います。 通常練習と大会活動の切り離し 大会や遠征の当日は、通常の「1 日 3 時間」の上限の枠外（例外）として扱います。 「振替休養日」による総量規制 大会等で週末に長時間の活動が生じた場合は、「大会の翌週は平日の練習を 1 日休みにする」など、月間や年間での活動バランスを適正に保つ取り組みを行ってください。 2. 大会・遠征時の移動時間は活動時間に含めるか 国や県のガイドラインには、遠征等における「移動時間」を活動時間に含めるか否かについての明確な規定はありません。移動時間をすべて「週 11 時間」の制限にカウントしてしまった場合、近隣都市部への遠征に時間を要する本町のような中山間地域においては、移動だけで制限時間に達してしまい、現地での試合や指導の時間が確保できなくなるという重大な地域格差が生じます。 そのため、勝央町における「認定地域クラブ活動」の運

		用にあたっては、原則次のような考え方をお示しします。 <u>活動時間のカウントからは「除外」</u> ガイドラインが制限する「活動時間」とは、主に心身に肉体的疲労を与える「技術指導や練習、試合そのものの時間」を指すと解釈します。したがって、バスや車等による純粋な移動時間は、週 11 時間の上限カウントからは除外します。 <u>「拘束時間」としての安全配慮</u> カウントからは除外するものの、移動中も指導者の管理下（安全配慮義務の対象）にある時間であることに変わりはありません。移動時間が長距離に及ぶ場合は、生徒のトータルの拘束時間と疲労度に配慮した現場調整をお願い致します。
2	また教員が携わる場合移動も兼業時間に入りますか？ また、次のような場合活動時間はどうか 1 クラブの中に U15 と U13 のような 2 つのカテゴリがスポ少のようにあるとする。 U15 と指導者 A が日曜日に 3 時間 U13 と指導者 B が土曜日に 3 時間活動した場合、認定クラブ自体の活動時間は 6 時間となるのか？ いずれも細かいことなのでこれから詰めるのかもしれませんが、時間は重要な要素と考え質問しました。 サッカー少年団を移行準備	<u>1. 教員の「兼職兼業時」の移動時間は勤務時間に入るか？</u> 教員が兼職兼業の許可を得て地域クラブの指導を行う場合、原則として「純粋な移動時間」は兼職兼業先（地域クラブ）の労働（指導）時間には含めないという整理が一般的です。 <u>理由と考え方</u> 労働法や公務員の兼業管理において、自宅や本来の職場（学校）から「地域クラブの活動場所（現地）」までの移動は、いわゆる「通勤・移動時間」とみなされ、業務（指導）時間そのものにはカウントされません。そのため、兼職兼業の申請書類に記載する「従事時間」は、現地での実質的な指導・拘束時間をベースに計算します。 <u>ただし、学校から遠方の遠征先へ「生徒を引率しながら移動（バスの添乗など）」する場合は、移動中も生徒の安全管理を行っているため、原則は「指導（業務）時間の一部」として扱ってください。</u> <u>2. 1 つのクラブ内でカテゴリ（U15・U13 等）が分かれている場合、活動時間はどう計算するか？</u>

モデル団体とすると記載があり、指導には指導員と顧問(教員)がボランティアで携わっているとあります。 こちらの教員に関して、兼職兼業の原則よりボランティアのままではダメなのか、それともこのままの状態でもこれから先も可能なのか？	この場合は、「認定クラブ全体として6時間」とは考えません。 勝央町の「認定地域クラブガイドライン」における時間制限のチェックは、クラブ全体の総和ではなく、【対象となる生徒の活動時間】で判断します。 U15の生徒：日曜日3時間 U13の生徒：土曜日3時間 したがって、このケースは健全な運営の範囲内であると考えられます。 ※なお、上記のような活動(1つのクラブの中で複数のカテゴリの活動を行うような場合)に係る<u>施設利用</u>については、他の利用の妨げになることが想定されますので、同じ施設の長時間にわたる占有(または週の大半を使用するような予約)は禁止とする方針です。 <u>3. サッカー少年団等の教員の関わり方：ボランティアのままではダメなのか？このまま先も可能なのか？</u> 活動への参加が教員個人の自由な意思と自主的な判断に基づくものであれば、今後も「無償ボランティア」という形で地域クラブの活動に関わり続けることは法的に可能ですし、それを町として制限することはありません。 <u>将来的な持続可能性に向けた町の考え方(ご参考)</u> ただし、今回の部活動の地域展開は、長年教員の善意やボランティア精神に依存してきた「部活動の負担軽減(働き方改革)」を大きな目的の一つとしています。 そのため、町としての長期的・理想的な展望としては、以下の点に配慮した体制づくりを進めていくことが適当であると考えています。 <u>名ばかりボランティアの防止</u> 「ボランティアだから」という理由で、結果的に教員に過度な負担が残り続ける事態は避けなければなりません。 <u>責任と安全管理の明確化</u> 万が一の事故の際の責任の所在や保険の適用関係をより強固にするため、将来的には、活動に見合った適正な謝金(有償ボランティア等)への移行が
--	--

		望ましいと考えています。 <u>兼職兼業手続きの推奨</u> 一定の報酬を伴う形に整理し、教育委員会の「兼職兼業許可」を正式に得ることで、教員自身の立場や権利を守りながら、公私ともに安心して指導に専念できる環境が整います。 勝央町教育委員会としては、教員の皆様の「子どもたちのために指導したい」という熱意と自発的な意思を最大限に尊重し、無償ボランティアでの参画を認めてまいります。 その上で、将来的には指導者への適正な処遇や持続可能な運営体制をクラブ側とも協議しながら、段階的に理想的な形へと進めてまいりたいと考えています。
--	--	--